一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 20 年 1 月 18 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 件名及び数量

鳥取県庁舎、鳥取県庁東町分庁舎及び鳥取県庁西町分庁舎清掃業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行場所

鳥取市東町一丁目 220 及び 271 鳥取県庁舎 鳥取市東町二丁目 308 鳥取県庁東町分庁舎 鳥取市西町一丁目 401 鳥取県庁西町分庁舎

(4) 履行期間

平成20年4月1日から平成23年3月31日まで

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額(以下「入 札見積金額」という。)の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 18 年鳥取県告示第 841 号 (物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その資格区分が役務の建物清掃に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入 札参加資格審査の申請書類を平成20年2月1日(金)午後5時30分までに4の(2)の場所に提出すること。

- (3) 平成20年1月18日(金)から同年3月4日(火)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争 入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条第1項の規定による指名停止措 置を受けていない者であること。
- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項の規定により、同項第1号又は第8号の事業の登録を受けている者(建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律(平成13年法律第156号)による改正前の建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定により、同項第6号の事業の登録を受けている者を含む。)であること。
- (5) 平成14年度以降に本件庁舎に係る清掃業務又は建物延べ床面積が10,000平方メートル以上の清掃業務 を12月以上継続して履行した実績を有する者であること。
- 3 契約担当部局

鳥取県総務部管財課

- 4 入札手続等
 - (1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部管財課管理係

電話 0857-26-7085 (直通)

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432 又は 7433 (直通)

- (3) 入札説明書の交付方法
 - (1)の場所で平成 20 年 1 月 18 日 (金) から平成 20 年 2 月 8 日 (金) までの日 (鳥取県の休日を定める条例 (平成元年鳥取県条例第 5 号) に規定する鳥取県の休日を除く。) の午前 9 時から午後 5 時 30 分までの間交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、140円分の切手をはり付けたあて先明記の返信用封筒を同封し、 交付期間中に(1)の場所へ請求すること。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便 (親展扱いとすること。) 又は民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成 14 年法律第 99 号) 第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの (親展扱いとすること。) により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成20年3月4日(火)午前10時

(郵便等による入札書の受領期限は、平成20年3月3日(月)午後5時30分)

鳥取県庁第二庁舎4階 営繕入札室

- 5 入札者に要求される事項
 - (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封して提出しなければならない。
 - (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した入札参加資格確認申請書その他必要な書類を、4の(1)の場所に平成20年2月8日(金)午後5時30分までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
 - (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
 - (4) 本件入札は、調査基準価格を設定している。

調査基準価格を下回る価格で入札した者については、入札終了後、発注者の求めに応じ、事情聴取及び調査に協力しなければならない。その際、入札書に記載した入札金額に係る内訳書を提出できるようにしておくこと。

- 6 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

- イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻 日本語、日本国通貨及び日本標準時
- (2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計 規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 落札者の決定方法

会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be regired
 - Cleaning of buildings of Tottori Prefectural Government (1-220 and 1-271 Higashimachi Tottori-shi), 1 Set
 - Cleaning of buildings of Tottori Prefectural Government

 Higashimachi Branch Office (2-308 Higashimachi Tottori-shi), 1Set
 - Cleaning of buildings of Tottori Prefectural Government

 Nishimachi Branch Office (1-401 Nishimachi Tottori-shi), 1 Set
- (2) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation: 5:30 p.m. 8 February, 2008
- (3) Date and time for tender submission:10:00 a.m. 4 March, 2008

 Deadline for the submission of tenders by registered mail:5:30p.m. 3 March, 2008
- (4) Please contact:

Property Management Division

General Affairs Department, Tottori prefectural Government

1-220 Higashimachi, Tottori-shi, Tottori

680-8570 Japan

TEL 0857-26-7085